

議案第 22 号

越前市住みよい街づくり推進条例の一部改正について

越前市住みよい街づくり推進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市住みよい街づくり推進条例の一部を改正する条例

越前市住みよい街づくり推進条例（平成 19 年越前市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出し中「遵守事項」を「遵守事項等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 事業者は、北陸新幹線新駅周辺地区地区計画対象区域（以下「北陸新幹線新駅周辺地区」という。）において開発事業を行うに当たっては、北陸新幹線新駅周辺地区のまちづくりガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に関する指針に配慮するよう努めなければならない。

第 18 条に次の 3 項を加える。

2 事業者は、北陸新幹線新駅周辺地区で開発事業を行おうとするときは、前項の届出を提出する前に、規則に定めるところにより、開発事業構想届（以下「構想届」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、構想届の提出を受けたときは、構想内容を確認し、ガイドラインに関する事項について、事業者に対する指導及び助言を行うことができる。

4 事業者は、前項の指導及び助言があった場合は、市長と協議することができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。